

## 関税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の承認申請書

スキャナ

平成 年 月 日

函館、東京、横浜、名古屋、大阪  
 神戸、門司、長崎、沖縄地区 税関長 殿

(所轄外税関長)

税関長 殿

## 申請者

住所

氏名又は名称

印

電話番号

輸出入者符号

代表者氏名(法人の場合)

関税法第7条の9第2項・関税法第94条第2項において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第4条第3項の承認を受けたいので、申請します。

1 承認を受けようとする関税関係書類の種類名称、書類の保存に代える日及び保存場所等						
書類の種類名称	ファイル形式	書類の保存に代える日	保存場所	入力方式	法第4条第1項 法第5条第1項 の帳簿備付	関連帳簿
		年 月 日		業務 速やか	有・無	
		年 月 日		業務 速やか		
		年 月 日		業務 速やか		
		年 月 日		業務 速やか		
		年 月 日		業務 速やか		

2 所轄外税関長を経由して提出する理由（法第94条第2項において準用する場合）

3 特例輸入者となった・法第94条第1項に規定する貨物に係る輸入申告をする予定の日（新たに特例輸入者となった法人・新たに当該貨物を業として輸入しようとする者が、関税法基本通達7の9-8又は94-2において準用する7の9-8の規定を適用しようとする場合）

年 月 日

4 取りやめの届出書を提出し、又は取消しの通知を受けた関税関係書類の種類名称及びその年月日（この申請に係る関税関係書類について電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書を提出し、又は承認を取り消された後に、再び、承認を受けようとする場合）

区分	対象となった書類の種類名称	届出書の提出 通知書の受理	年 月 日
取りやめ届出 取消し通知			年 月 日
取りやめ届出 取消し通知			年 月 日
取りやめ届出 取消し通知			年 月 日

5 承認を受けようとする関税関係書類に記載されている事項を電磁的記録に記録する装置及び電子計算機の概要

区分	メーカー名	機種名	台数	運用形態	設置場所 (委託運用の場合は、委託先の名称及び所在地)
コンピュータ・スキャナ・プリンタ ( )			台	自己・委託	
コンピュータ・スキャナ・プリンタ ( )			台	自己・委託	
コンピュータ・スキャナ・プリンタ ( )			台	自己・委託	
コンピュータ・スキャナ・プリンタ ( )			台	自己・委託	
コンピュータ・スキャナ・プリンタ ( )			台	自己・委託	

## 6 財務省令に定める要件を満たすためにとろうとする措置

### (1) スキャナの基準 (第3条第4項、第3条第5項第2号イ)

解像度が1ミリメートル当たり8ドット (200dpi) 以上で読み取るものである。  
赤色、緑色及び青色の階調が各々256階調以上で読み取るものである。

### (2) 電子署名の付与に関する措置 (第3条第5項第2号ロ)

認証局の名称	電子署名の種類等
	<p>電子署名及び認証業務に関する法律第4条第1項の認定を受けた者によって同法第2条第3項の認証業務が行われる同条第1項に規定する電子署名である。 商業登記法第12条の2第1項第1号の規定によって電子署名した者が証明される電子署名である。 課税期間中の任意の期間を指定し、一括して検証することができる。</p>
	<p>電子署名及び認証業務に関する法律第4条第1項の認定を受けた者によって同法第2号第3項の認証業務が行われる同条第1項に規定する電子署名である。 商業登記法第12条の2第1項第1号の規定によって電子署名した者が証明される電子署名である。 課税期間中の任意の期間を指定し、一括して検証することができる。</p>

### (3) タイムスタンプの付与に関する措置 (第3条第5項第2号ロ)

事業者の名称	タイムスタンプの種類等
	<p>財団法人日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプである。 記録事項が変更されていないことについて関税関係書類の保存期間を通じて確認できる。 課税期間中の任意の期間を指定し、一括して検証することができる。</p>
	<p>財団法人日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプである。 記録事項が変更されていないことについて関税関係書類の保存期間を通じて確認できる。 課税期間中の任意の期間を指定し、一括して検証することができる。</p>

### (4) 関税関係書類をスキャナで読み取った際の情報の保存に関する措置 (第3条第5項第2号ニ)

関税関係書類をスキャナで読み取った際の解像度、階調及び書類の大きさに関する情報を保存し確認することができる。

### (5) 記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認できる電子計算機処理システムの概要 (第3条第5項第2号ホ)

記録事項について訂正を行った場合には、訂正のすべての履歴が必ず確認できる。

記録事項について削除を行った場合には、訂正のすべての履歴を含む削除前の内容を必ず確認できる。

区分	市販プログラムの場合		市販プログラム以外の場合		備考
	メーカー名	商品名等	所有者名等	プログラム言語	
自己開発・委託開発・市販( )					
自己開発・委託開発・市販( )					

### (6) 関税関係書類に係る電磁的記録と関税関係帳簿の記録事項の関連性の確認に関する措置 (第3条第5項第3号)

(一連番号、伝票番号、その他( ))により関税関係書類と関税関係帳簿との関連性を確認することができるようとする。

上記以外の方法による。

[ ]

<p>(7) ディスプレイ及びプリンタの備付け並びに出力に関する措置（第3条第5項第4号関係）</p> <p>電磁的記録の保存をする場所に出力のための電子計算機、プログラム、映像面の最大径が35センチメートル（14インチ）以上のカラーディスプレイ及びカラープリンタを備え付けて、電磁的記録をカラーディスプレイの画面及び書面に、当該電磁記録と同等な状態で速やかに出力することができる。</p> <p>カラーディスプレイの画面及び書面に、4ポイントの大きさの文字を認識することができるように入力されており、出力することができる。</p>																																																					
<p>(8) システム関係書類及び事務手続関係書類の備付けに関する措置（第3条第1項第3号、第3条第5項第5号関係）</p> <p>次の書類を備え付ける。</p> <p>（システムの概要を記載した書類）</p> <table> <tr> <td>システム</td><td>スキャナ</td><td>訂正削除</td><td>検索機能</td><td>その他（<input type="checkbox"/></td><td>）</td></tr> <tr> <td>全体</td><td>装置</td><td>管理機能</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>（システムの開発に際して作成した書類）</p> <table> <tr> <td>システム</td><td>スキャナ</td><td>訂正削除</td><td>検索機能</td><td>その他（<input type="checkbox"/></td><td>）</td></tr> <tr> <td>全体</td><td>装置</td><td>管理機能</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>（システムの操作説明書）</p> <table> <tr> <td>システム</td><td>スキャナ</td><td>訂正削除</td><td>検索機能</td><td>その他（<input type="checkbox"/></td><td>）</td></tr> <tr> <td>全体</td><td>装置</td><td>管理機能</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>（電子計算機処理に関する事務手続を明らかにした書類（又は処理委託契約書）及び電磁的記録の保存に関する事務手続を明らかにした書類）</p> <table> <tr> <td>電子計算機処理</td><td>電磁的記録の保存</td><td>その他（<input type="checkbox"/></td><td></td><td></td><td>）</td></tr> <tr> <td>契約書（電子署名</td><td>タイムスタンプ）</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>						システム	スキャナ	訂正削除	検索機能	その他（ <input type="checkbox"/>	）	全体	装置	管理機能				システム	スキャナ	訂正削除	検索機能	その他（ <input type="checkbox"/>	）	全体	装置	管理機能				システム	スキャナ	訂正削除	検索機能	その他（ <input type="checkbox"/>	）	全体	装置	管理機能				電子計算機処理	電磁的記録の保存	その他（ <input type="checkbox"/>			）	契約書（電子署名	タイムスタンプ）				
システム	スキャナ	訂正削除	検索機能	その他（ <input type="checkbox"/>	）																																																
全体	装置	管理機能																																																			
システム	スキャナ	訂正削除	検索機能	その他（ <input type="checkbox"/>	）																																																
全体	装置	管理機能																																																			
システム	スキャナ	訂正削除	検索機能	その他（ <input type="checkbox"/>	）																																																
全体	装置	管理機能																																																			
電子計算機処理	電磁的記録の保存	その他（ <input type="checkbox"/>			）																																																
契約書（電子署名	タイムスタンプ）																																																				
<p>(9) 検索機能の確保に関する措置（第3条第1項第5号、第3条第5項第5号関係）</p> <p>記録項目を検索の条件として設定することができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>検索の条件として設定することができる記録項目</th><th>主な書類名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>品名</td><td>数量及び価格</td><td>仕出入</td><td>取引年月日</td><td></td><td></td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>						検索の条件として設定することができる記録項目	主な書類名	品名	数量及び価格	仕出入	取引年月日																																										
検索の条件として設定することができる記録項目	主な書類名																																																				
品名	数量及び価格	仕出入	取引年月日																																																		
<p>数量及び価格並びに日付けに係る記録項目は、その範囲を指定して条件を設定することができる。</p> <p>二以上の記録事項を組み合わせて条件を設定することができる。</p>																																																					

## 7 その他参考となる事項

### 国税関係書類の電磁的記録による保存の承認の実績

- (1) 第4条第3項の承認の有無 有 無
- (2) 承認を受けている場合は、  
承認を受けた年月日又はその承認があったものとみなされた日 年 月 日  
承認を受けた主な書類の種類名称  
[ ]
- (3) 過去1年以内の第8条による承認の取消しの有無  
有（取り消された日 年 月 日） 無

（注）法第4条第3項の承認を受けた関税関係書類については、全てスキャナ保存をする必要があります。

添付書類	1 電子計算機処理システムの概要を記載した書類 2 電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類（当該電子計算機処理を他の者に委託している場合には、その委託に係る契約書の写し） 3 記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となるべき書類
------	---